

災害時における災害廃棄物の処理等に係る相互応援に関する協定

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会（以下「協議会」という。）を構成する各都県協会は、災害時の災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり相互応援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協議会の地域において地震等の大規模な災害が発生した場合において、災害廃棄物の処理等について、各都県協会のみでは十分な対応が困難な場合において、協議会を構成する各都県協会の連携と協力のもと相互応援するために必要な事項を定めるものである。

（応援内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）災害廃棄物処理に係る人員、車両、資機材の調達
- （2）災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分（再生を含む）
- （3）仮置場の管理・運営
- （4）前各号に伴う必要な事項

（応援要請）

第3条 応援要請都県協会は、次に掲げる事項を文書で応援実施都県協会に通知する。

ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- （1）行政庁が交付した災害廃棄物処理に関する要請書等の内容
- （2）市区町村の名称及び応援の場所
- （3）応援内容
- （4）応援の期間
- （5）その他必要な事項

（実施報告）

第4条 応援を実施した会員は、応援実施都県協会を経由し、応援要請都県協会へ報告する。

（経費負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として当該処理に係る市区町村等が負担する。

（行政機関との連携）

第6条 各都県協会は、災害発生時の相互応援を円滑に行うため、関係行政機関との密接な連携を図るものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議会において定める。

本協定の成立を証するため、各都県協会長等が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月30日

一般社団法人 茨城県産業資源循環協会

公益社団法人 栃木県産業資源循環協会

会 長

会 長

公益社団法人 群馬県環境資源創生協会

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

会 長

会 長

一般社団法人 千葉県産業資源循環協会

一般社団法人 東京都産業資源循環協会

会 長

会 長

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会

一般社団法人 山梨県産業資源循環協会

会 長

会 長

立会人 環境省 関東地方環境事務所

所 長